

治療中の方の情報提供について

治療中の方の情報提供事業とは

医療機関で継続的に治療されている人の治療情報のうち、特定健康診査に該当する項目を、ご本人の同意のもと、医療機関が特定健診データとして市へ情報提供するものです。

市に情報提供することで、特定健康診査を受診したことになります。

※ 対象は、40歳～74歳の東広島市国民健康保険に加入されている人です。

※ 受診できる医療機関は、4～5ページの「特定健診」に○印のあるものです。(東広島市内)

※ 治療データが特定健康診査の項目に足らない場合は、追加で検査していただくことがあります。

検査項目　問診・診察　身体・腹囲測定　血圧測定　尿検査
血液検査(血糖・肝機能・血中脂質・腎機能)



情報提供事業の受け方

主治医への相談

- 現在治療を受けている医療機関に、「治療中の方の情報提供事業」を受けるかどうか相談してください。

※ 医療機関によっては、受けることができない場合があります。

医療機関の受診

- 特定健診 受診券・情報提供 受診券(受診券⑥)及び国民健康保険被保険者証を、医療機関の窓口に提示してください。
- 医療機関から、市に治療情報を提供することの説明を受けた上で、医療機関から提示される「治療中の方の特定健康診査情報提供票」の同意欄に署名してください。

※ 必要に応じて、追加検査をしていただきます。追加検査に対する費用負担はありません。

市への情報提供

- 治療データは、医療機関から市へ提供されます。
- 結果によっては、市の保健師や管理栄養士による特定保健指導を無料で受けることができます。

元気すこやか健診の申込み・問い合わせ先

健康福祉部 健康増進課 健康支援係

TEL(082)420-0936 FAX(082)422-2416

■ 黒瀬支所 TEL(0823)82-0220 ■ 豊栄支所 TEL(082)432-2563

■ 河内支所 TEL(082)437-1109 ■ 安芸津支所 TEL(0846)45-2065

※ 福富支所、八本松・志和・高屋出張所は、申込み受付のみ行います。

特定健診に関する問い合わせ

健康福祉部 国保年金課 医療給付係

TEL(082)420-0933 FAX(082)422-0334

8:30～17:15(土・日・祝日は除く。)

受診券を紛失された場合は、再発行できます。
お問い合わせください。